

# 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

	建物区分	面積区分	手数料(円)	
				適合証あり
ア	○一戸建ての住宅 ○複合建築物の住宅部分(住戸の数が1であるもの)	(ア)200㎡以内	38,000	6,000
		(イ)200㎡を超える	43,000	6,000
イ	○共同住宅等(住戸, 建築物全体, 住戸+建築物全体) ※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は, 共用部分を除いた床面積 ○複合建築物の住宅部分(住戸の数が2以上であるもの)	(ア)300㎡以内	77,000	11,000
		(イ)300㎡を超え2,000㎡以内	127,000	23,000
		(ウ)2,000㎡を超え5,000㎡以内	217,000	50,000
		(エ)5,000㎡を超える	310,000	89,000
ウ	○非住宅建築物 ○複合建築物の非住宅部分 上段:【標準入力法・主要室入力法】 下段:【モデル建物法】	(ア)300㎡以内	251,000	11,000
			96,000	
		(イ)300㎡を超え1,000㎡以内	315,000	19,000
			123,000	
		(ウ)1,000㎡を超え2,000㎡以内	406,000	30,000
			161,000	
		(エ)2,000㎡を超え5,000㎡以内	580,000	89,000
			261,000	
		(オ)5,000㎡を超え10,000㎡以内	714,000	141,000
			341,000	
		(カ)10,000㎡を超え25,000㎡以内	844,000	178,000
			409,000	
(キ)25,000㎡を超える	962,000	222,000		
	480,000			
エ	○住宅・非住宅複合建築物の建築物全体	住宅部分 ア (ア)~(イ) イ (ア)~(エ)	左記の面積区分に応じ上記の手数料を合算	
		非住宅部分 ウ (ア)~(キ)		
オ	○建築物の連携による複数建築物	各建築物に応じた上記手数料を合算		